

助けての 小さなサイン 受け止めて

11月は「児童虐待防止推進月間です」

国民一人ひとりに児童虐待問題への関心と理解を一層深めてもらうため、11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

核家族化の進行や地域の子育て機能の低下などにより、養育力の不足している家庭の増加などが要因となって、児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどり、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

社会から児童虐待をなくすためには、「他の子どもだから」と無関心でいるのではなく、少しでも気になることがあれば、迷わず関係機関へ通告しましょう。法律で虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には通告することが義務付けられ、通告義務は法律で守秘義務より優先され、違反に問われることはありません。

次のような行為を見かけた、又はこのような行為を受けたと思われる児童を発見したときは、幌延町、旭川児童相談所、留萌支庁保健福祉事務所、又は警察署などに通告・相談してください。

なお、通告者の氏名等については、法律の規定により、明かしてはならないことになっていますので、ご安心ください。



身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険をおよぼすような行為をすることです。



性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させることです。



ネグレスト(養育の怠慢・拒否)

子どもの心身の健やかな発達をそなうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や無関心をいいます。



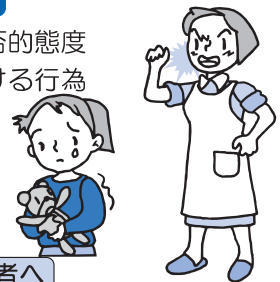
改正(追加)

保護者以外の同居人の虐待行為を放置した場合も含まれます。



心理的虐待

言葉によるおどかしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為のことです。



改正(追加)

子どもの目の前で配偶者への暴力が行われることも含まれます。



子どもに関する相談・通告先

- ・町民課保健福祉グループ(児童福祉サービス、虐待など)
- ・保健センター(母子保健、子育て、発育など)
- ・中央保育所(保育所、子育てなど)
- ・教育委員会(不登校、いじめ、非行など)
- ・留萌保健福祉事務所子ども保健推進課
- ・旭川児童相談所

留萌市住之江町2丁目1番地2 電話 0164-42-8327
旭川市10条通11丁目 電話 0166-23-8195

電話 5-1111
電話 5-1790
電話 5-1254
電話 5-1111